

生徒心得

佐賀県立唐津東高等学校の生徒としての自覚を持ち、以下の心得に留意して生活を送ること。

第1 服装

1 制服

- (1) 登下校時は、本校指定の制服を着用する。
- (2) 夏服上衣は、状況に応じて半袖または長袖のいずれかを選択して着用する。ただし、令和5年度入学の生徒からは指定のシャツの着用となる。
- (3) 原則、夏服の期間を6月1日から9月30日、冬服の期間を10月1日から5月31日とする。移行期間については適宜通達する。

2 厳冬期の服装

登下校時には派手ではないコート、マフラーを着用してよい。ただし色は「紺、黒、茶、ベージュ、グレー、白」等の単色とする。またストッキング、タイツを着用する場合は「無地のベージュまたは黒」とする。

3 カバン・バッグ

登下校時は本校指定のファーストバッグ、セカンドバッグを用いる。

4 通学靴、靴下

- (1) 通学靴は派手な色や特異な形状ではないものとする。
- (2) 靴下は「白、黒、紺、グレー」等の単色とする。ただし、式典時は白のみとする。

5 頭髪等

清潔な身なりを心がけ、髪や眉への加工、顔や皮膚を過度に扱う行為はしない。

第2 学校生活

- 1 8:20 までに登校し、19:00 までに下校する。
- 2 欠席や遅刻、早退をする場合は、8:20 までに保護者が学校に連絡する。
- 3 忌引きの日数は次の通りとする。
父母（7日）、祖父母・兄弟姉妹（3日）、伯叔父母または同一家族（1日）

第3 禁止事項

次の事項に該当する行為はしてはならない。

- 1 学習に必要なものの校内への持ち込み。
- 2 校内における携帯電話やスマートフォン等の無許可での使用。
- 3 考査時の不正行為。

- 4 保護者の許可のない 21:00 以降の外出および外泊。
- 5 学校が禁止する遊技場等への出入り。
- 6 無許可でのアルバイトならびにバイク、自動車等の運転免許の取得。
- 7 学校の信用を傷つける行為。
- 8 犯罪行為に類する SNS 等の不正使用（個人情報流出させる行為を含む）。
- 9 その他、社会通念上の常識や法規に違反する行為。

第4 申請・許可事項

次の事項に該当するときは事前に申請し、許可を得ること。

- 1 遅刻等により遅れて入室するとき。
- 2 放課前に校外へ外出または早退するとき。
- 3 事情により異装をする必要があるとき。
- 4 自転車による通学を希望するとき。
- 5 送迎車を校内に乗り入れるとき。
- 6 アルバイト、自動車学校への入校および免許の取得を希望するとき。
- 7 物品販売、金品の募集等を行うとき。

第5 報告・届出事項

次の各項に該当するときは報告または届出を行うこと。

- 1 欠席、忌引、遅刻、早退等をするとき。
- 2 校外で交通事故や犯罪被害にあったとき（警察にも届け出ること）。
- 3 学校生活に支障がでるようなケガをしたとき。
- 4 感染症に罹患したとき。
- 5 部活動への入部、退部するとき。
- 6 環境調査票の記載に変更が生じたとき。
- 7 海外渡航をするとき。

第6 備考

- 1 上記心得に関して不明な点があれば、関係部署に尋ねること。
- 2 禁止事項に違反した生徒に対し、学校長が教育上必要と判断すれば、特別指導を行う場合がある。